

## 監理技術者の兼務に関する取扱い

〔令和 3 年 3 月 8 日〕  
出 総 第 337 号

### 1 建設業法改正等に伴う監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法改正等に伴い、令和 2 年 10 月施行で監理技術者の専任義務が緩和された。

今回の改正は、建設現場の生産性向上として、限りある人材の有効活用と若者の入職促進を図るため工事現場の技術者に関する規制を合理化するものであり、元請の監理技術者を補佐する者「監理技術者補佐」を専任配置した場合は、監理技術者の兼任を容認するものである。



### 2 対象工事

以下の基準を全て満たす場合は、2 件の工事で監理技術者を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを 1 件の工事として扱うものとする。

- (1) 設計額（税込）が 3 億円未満の工事であること。
- (2) 技術難易度が高い工事（本県総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易 1 型等）でないこと。
- (3) 工事場所が同一の振興局等※又は相互の間隔が 10km の範囲内にあること。
- (4) 発注者が兼務を認めている工事であること（国、市町村等の他発注機関が兼務を認めている工事との兼務も可能）。
- (5) 現場代理人を兼務していないこと（ただし、監理技術者補佐は現場代理人を兼務できる。）。
- (6) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。
- (7) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

※ 「振興局等」とは、条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 234 号）第 2（2）に規定する「振興局等」（県内 10 地区）をいう。

### 3 兼務の条件

- (1) 兼務する 2 件の工事に、監理技術者補佐をそれぞれ専任で配置すること。
- (2) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は、認めないもの。）。
- (3) 監理技術者に求められる責務は変わらないこと。また、主要な会議への参加、主要な工程の立ち合いなど、あらかじめ発注者に説明すること。

### 4 手続

- (1) 受注者は監理技術者を兼務させようとする場合は、「監理技術者の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格を有する書類を添付し発注者に届出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「監理技術者の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

### 5 施行時期

令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、2 の基準を満たし発注者が兼務を認めた（工事打合簿等書面によること）工事については適用できるものとする。